

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の改正案に関する意見募集について

令和5年6月16日
国土交通省

国土交通省では、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第3条第1項に基づく建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針（令和元年国土交通省告示第793号）の全部を別紙のとおり改正することを検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の改正案

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和5年6月16日（金）から令和5年7月15日（土）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

①電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-syouene@gxb.mlit.go.jp

②郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111

(意見提出様式)

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 意見募集担当あて

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の改正案に対する意見

1. 氏 名

2. 住 所

3. 電話番号

4. 電子メールアドレス

5. 意 見
(該当箇所)

(意見)